

高知県リバーボランティア支援事業要綱

（事業の目的）

第1条 この事業は、高知県（以下「県」という。）が管理する河川（一級河川の指定区間及び二級河川）において、以下に規定する河川美化活動を行う団体に対して、県が活動支援を行うことで、自発的なボランティア精神を普及させるとともに、住民との協働による美しい河川環境をつくり出していくことを目的とする。

（認定資格）

第2条 この事業の認定を受ける団体（以下「認定団体」という。）は、高知県内に所在を有し、定期的に河川美化活動を行う団体とする。

（認定手続き）

第3条 この事業の認定を受けようとする団体は、別に定めるところにより、市町村長を経由して、土木事務所長（以下「所長」という。）に届け出るものとする。

（河川美化活動）

第4条 河川美化活動とは次に掲げるものをいう。

- （1）堤防地等の河川敷地内における草刈り作業
 - （2）河川敷地内における一般ゴミ収集等の清掃作業
 - （3）河川管理施設の管理上支障にならない遊休地等への草花の植栽
 - （4）その他河川管理者が認める作業
- 2 前項（3）に掲げる活動を行う場合には、河川法第24条及び第26条第1項に基づく許可処分を受けた上で、所管の土木事務所長と河川敷地の花づくり管理協定を結ぶことを必要とするものとする。
- 3 河川美化活動を行う際には、他の目的をもつ活動（チラシの配布、イベントの開催など）を行わないこと。

（安全確保）

第5条 河川美化活動を行う場合の安全確保については、各認定団体において必要な安全対策、予防策等を講じ、自己の判断と責任をもって対処するものとする。

2 15才未満の者が河川美化活動に参加する場合は、安全確保に十分な保護者の参加を必要とするものとする。

(支援内容)

第6条 県は、予算の範囲内において、認定団体に対し次に掲げる支援を行う。

- (1) 河川美化活動保険（傷害保険、賠償責任保険）への加入
- (2) 第4条に掲げる河川美化活動に必要な消耗品等の配布
- (3) 活動表示看板（アドプトサイン）の設置

2 前項に掲げる支援は、河川美化活動保険への加入を除き、希望する団体についてのみ行うものとする。

3 ただし、認定団体が行う河川美化活動が他の地方公共団体等（県、国含む）により実施されているものと認められるときは、河川美化活動保険への加入を含めて、原則として支援は行わない。

(活動計画書の提出)

第7条 認定団体の代表者は別に定める様式により、毎年度始めにその年度の活動計画書を市町村長を経由して所長に提出するものとする。

(活動実績報告書の提出)

第8条 認定団体の代表者は、その年度における河川美化活動が終了したときは、別に定める様式により、速やかに活動実績報告書を市町村長を経由して、所長に提出するものとする。

(高知県河川美化活動傷害保険制度からの承継)

第9条 本要綱施行以前に高知県河川美化活動傷害保険制度要綱第7の規定により届出があり認定されている団体については、本要綱による認定があったものとする。

2 高知県河川美化活動傷害保険制度要綱及び同事務取扱要領については、平成19年5月1日をもって、廃止する。

(認定団体の解散)

第10条 認定団体の代表者は、団体を解散しようとするときは、別に定めるところにより、速やかに市町村長を経由して、所長に届け出るものとする。

(認定の取り消し)

第11条 認定団体が以下のいずれかに該当する場合は、所長は認定を取り消すことができるものとする。

- (1) 本要綱の定めに従わない場合
- (2) 長期間にわたって活動を実施しない場合

(3) 公序良俗に反し、社会一般的にふさわしくない行為を行ったり、その活動により周辺住民等へ迷惑を及ぼした場合

(4) 認定団体が河川に関する法令（条例を含む）に違反した場合

(5) その他所長が認定団体としてふさわしくないと認めた場合

2 所長は、前項の規定により認定を取り消したときは、認定団体の代表者及び市町村長に通知するものとする。

(知事への報告)

第12条 所長は、この要綱による第7条の活動計画書、第8条の活動実績報告書、第10条の認定団体の解散届出書を受理したとき及び第11条により認定を取り消したときは、速やかに知事にその内容を報告するものとする。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則 この要綱は平成19年4月1日より施行する。

附則 この要綱は平成20年5月1日より施行する。

附則 この要綱は平成27年4月1日より施行する。